

28扶総第1432号
平成28年11月15日

入札参加者 様

扶桑町長 千 田 勝 隆

建設工事における社会保険の加入について

建設産業においては、下請企業を中心に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図るため、社会保険未加入問題への対策の一環として、元請企業は、下請企業の選定等に当たっては、下記の事項にご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うこと。この確認に当たっては、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずるよう努めること。
- 2 再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すること。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、前述の1の指導が行われていない場合には、1と同様の指導を行うこと。
- 3 施工体制台帳及び再下請負通知書に関する規則の規定の改正に合わせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が

追加されている。この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を把握することが可能である。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員（建設業に従事する者に限る。以下同じ。）について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。

- 4 社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保すること。

※平成24年11月1日から、建設業許可・更新等申請時に社会保険の加入状況を記載した書面の提出が必要となっています。この書面に合わせて健康保険及び厚生年金保険料の納入に係る領収証書や労働保険概算・確定保険料申告書などの提出も必要となります。

※扶桑町では、平成30・31年度入札参加資格審査申請（定時受付）から、社会保険に加入していることを、建設工事の資格審査申請の申請者の要件とする予定です。社会保険の加入状況については、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄により、確認します。